

## 利用者登録に必要な書類について

### 1. 本人確認書類とは…

利用者登録申請書に記載の氏名、生年月日を確認するために必要な書類。  
有効期間内の原本提示が必要。

#### 1点で可能となる書類（官公庁が発行する書類：顔写真付き）

例)

運転免許証、マイナンバーカード（通知カードは不可）、旅券、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書（顔写真付き）、その他官公庁が発行した身分・資格証明書（顔写真付き）、

#### 2点必要となる書類（官公庁が発行する書類：顔写真なし）

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）共済年金証書、恩給証書、住民基本台帳カード（顔写真なし）、住民票の写し（発行日より6ヶ月以内のもの）、敬老優待乗車証、オーパス利用者登録カード（有効期限内のものに限る）

学生証、社員証共に、顔写真の貼付があっても2点必要とする。

### 2. 市内在住確認書類とは…

登録者ご本人が大阪市内にお住まいであることが確認できる書類。

1の本人確認書類に大阪市内の住所が記載されている場合は不要。

有効期間内の原本提示が必要。

大阪市内に現住所の存在が確認でき、登録申請者名と住所が一致している書類

（次に示す書類は、6ヶ月以内の領収日付押印又は発行年月日記載があるものとする。）

住民票の写し、国税又は地方税の納税通知書、国税又は地方税の領収書（自動車税及び軽自動車税を除く）、公共料金領収書（公共料金領収書のうち電気、ガス及び水道水の領収書のみ） など

### 3. 市内在勤・在学確認書類とは…

大阪市外にお住まいの方で、大阪市内に勤務または在学を確認できる書類。

1の本人確認書類に勤務先名・所在地または学校名・所在地の記載がある場合は不要。

有効期間内の原本提示が必要。

大阪市内に会社・学校の所在が確認でき、登録申請者の勤務・在学が確認できる書類

社員証、在勤証明書、学生証、在学証明書など

（在勤証明において、保険者所在地の記載しかない被保険者証等や勤務先の名刺等の書類は不可）  
自営業の方は、市民税・府民税証明書または納税証明書のどちらか1点

**※なお、社員証の場合は、勤務先所在地（市内）の記載があるもののみ可。**